

第7回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 平成29年12月22日（金）10：00～12：00

2 場 所 経済産業省別館11階1111会議室

3 出席者

（構成員）宮川座長、菅構成員、牧野構成員 ※居城構成員は欠席

（審議協力者）中村審議協力者

（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行 ※文部科学省、金融庁は欠席

（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

個別分野の検討について（H 運輸業・郵便業（郵便業を除く）（第1回））

5 概 要

事務局から、資料に基づき、「H 運輸業・郵便業」のうち、郵便業を除いた運輸業に係る生産物分類の分類原案について説明があった。

主な意見等は以下のとおり。

（貨物運送の区分について）

○ 本件分類案においては、NAPCSの分類を踏襲する形で貨物運送を区分しているが、日本独自の区分の仕方を検討する必要はないか。

→ 物量についてはより細かい品目別で区分しても回答できると思うが、売上金額を区分すると細かいものは難しい。区分の程度としては今回の原案の程度で良いのではないか。

→ 原案は運送モードの違いにより区分しており、良くまとまっているのではないか。

→ 調査可能性を考慮すると品目別の区分は難しいのではないか。

（旅客運送の区分について）

○ 鉄道業における新幹線と新幹線以外の区分及び道路旅客運送業における長距離運送と長距離運送の区分という、距離の違いによる区分は統合分類と最下層分類のどちらで区分すべきか。

→ 長距離輸送同士や短距離輸送同士の代替性など経済学的な分析においては、距離別の区分は有用であると考えられる。それ以外のユーザーのニーズがどうなのかということもあるが、距離の違いによる区分を統合分類にした方が良いと感じる。

→ 新幹線以外にも長距離輸送の鉄道は存在しており、ワンマン運行する長距離バスも存在するため、本分類原案における長距離輸送と長距離以外の輸送の区分は、厳密なものにはなっていないということに留意する必要がある。

→ 定期分と定期以外分の違いは、支払い方法の違いであり、新幹線とそれ以外の違いの方

が重要である。したがって、新幹線とそれ以外を統合分類で区分し、定期分と定期以外分を最下層分類で区分すべきではないか。

(3PLサービスについて)

- 3PLサービスについて、運送サービス等を含む複合サービスとしてとらえるべきか、それともコンサルティングサービスとして純化してとらえるべきか。
- 分類原案のとおり、3PLサービスについては、運送サービス等を含む複合サービスとしてとらえ、他の運送サービスとの関係については、分類名称や定義を調整すれば良いのではないか。

(運輸に附帯するサービス業について)

- 「棧橋泊きよサービス」が、統合分類の「海洋施設提供サービス」に位置付けられていることについては、けい船岸壁や上屋に「海洋施設」という言葉を用いることに違和感がある。
- 分類の名称や構成について、改めて検討したい。
- 一次原案生産物リストの「船舶用ナビゲーションサービス」には灯台サービスが含まれており、「船舶用ナビゲーションサービス」に対応する二次原案生産物は「その他の水運附帯サービス」に含まれているとされているが、二次原案生産物リストには別途「航路標識（灯台）サービス」という最下層分類があるため、灯台サービスが入る分類が重複しているように思われる。
- ご指摘のとおりであり、ワークシートの表示について、改めて検討したい。
- 水運施設については、「海洋施設提供サービス」及び「水運施設管理サービス」という統合分類をたて、統合分類レベルで施設の提供サービスと施設の管理サービスを区分しているが、他方、航空施設については、「航空施設管理サービス」という統合分類の中に「飛行場提供サービス」という最下層分類があり、区分の仕方が統一していないように感じる。
- ご指摘のとおりであり、施設の提供と施設の管理に係る分類の構成について、改めて検討したい。

(ライドシェアの扱いについて)

- 本分類原案において、ライドシェアの扱いはどのようになっているか。
- 国内において、ライドシェアはごく一部の地域を除いて認められていないため、本分類原案には含まれていない。
- タクシーと顧客を仲介するサービスは、J S I Cでは「運輸に附帯するサービス業」に含まれるのか。
- タクシーと顧客の仲介に限って言えば、「運輸に附帯するサービス業」に含まれるのではないかと考えられるが、シェアリングエコノミーという観点で言えば、他にも様々な分野があることから、一括して別の産業とするということも考えられ、現状は決まっていない。
- ネット経由のサービスであるため「インターネット付随サービス業」に含まれるとも考えられるし、運輸の仲介なので「運輸に附帯するサービス業」とも考えられる。
- 例えば、ネット販売サイトにおける出店スペースの提供は「インターネット付随サービス業」になっており、J S I Cにおいてそれも考え直す必要があるかもしれないが、今後の課

題ではないか。

(広告場所提供サービスと航空機による広告サービスとの関係について)

- 航空機による広告サービスにはどのようなサービスが入るのか。
 - 例えば、東京ドーム内に飛んでいる広告用の飛行船などが含まれる。ポケモンジェットなどは広告のために飛行機を飛ばしているわけではないので、航空運輸業の副業である「広告場所提供サービス」に含まれる。
- 自動車などでも広告だけのために街中を走っているものもあるので、他の業種にも「航空機による広告サービス」と同種のサービスがないか調べる必要があるのではないかと。
 - 他の業種において同種のサービスがないか検討し、同種のサービスが存在する場合には、「航空機による広告サービス」と同様に分類を設定する必要があるか検討したい。

以上